

郵便と信書便

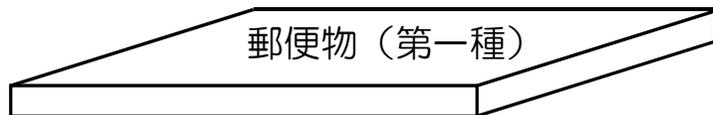
参考資料2

〒 郵便（郵便事業(株)）

ユニバーサルサービスの提供

◎なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供

◎郵便物
…第一種・第二種・第三種・第四種



〔長さ・幅・厚さの合計が90cm以下で、重量4kg以下〕

◎必需性の高い特殊取扱…書留、内容証明等

◎国際郵便（通常・小包・EMS）

信書便（民間）

一般信書便事業（全国全面参入型）

◎一般信書便物を国内において送達する役務（一般信書便役務）を必須として、全ての種類の信書便の役務を取扱うことができる事業



〔長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で、重量250g以下〕

※国内において信書便物が差し出されてから原則3日以内に当該信書便物を送達するもの

特定信書便事業（特定サービス型）

- ①長さ・幅・厚さの合計が90cm超、又は重量が4kg超の信書便物を送達するもの（1号役務）
- ②3時間以内に信書便物を送達するもの（2号役務）
- ③料金の額が1,000円超の信書便物を送達するもの（3号役務）